

# オール三重！全力応援サイト

## 「三重のお宝マーケット」登録申請要領

新型コロナウイルス感染症拡大により消費行動が停滞するなか、県内事業者を応援し県産品の消費拡大を図るため、通販ポータルサイト「オール三重！全力応援サイト『三重のお宝マーケット』」の開設に向けて、商品情報を登録していただける事業者を募集します。

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大により経済が停滞するなか、通販ポータルサイト「オール三重！全力応援サイト『三重のお宝マーケット』」(以下「応援サイト」という。)を開設することで県産品の販売・流通を促進し、事業者の経営安定を図ることを目的とします。

### 2 応援サイトの概要

豊富な三重県産品情報を掲載したポータルサイトの形態にすることで検索性を高め、県産品の魅力を効果的に発信します。応援サイトの閲覧者を、各事業者が運営するインターネット通販サイトに誘導し、注文・決済は事業者の通販(EC)サイトで行います。

また、応援サイトについては、県が様々な方法で広報活動を行い、県内外への周知に努めます。

### 3 対象者

三重県内に主たる事業所を有し、農業、林業、漁業、製造業又は販売業(内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。)を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体

※インターネット上で自社商品を販売できる通販(EC)サイトを所有しており、かつ応援サイトから自社サイトへのリンクが可能であることが必要です。

### 4 掲載対象商品

応援サイトには、事業者が通販サイトで取り扱う商品のうち、代表的なものを3品まで掲載できます。

なお、掲載対象となる商品は、以下のいずれかにあてはまるものとします。

- (1) 県内で生産される農林水産物
- (2) 県内事業者が製造又は販売する飲料、加工食品及び酒類
- (3) 県内の伝統産業・地場産業又は地域資源を活用した商品

### 5 登録申請資格

応援サイトへの商品登録申請を行うことができる事業者は、次に掲げるすべての事項を満たすこととします。

- (1) 都道府県税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと
- (2) インターネット上で自社商品を販売できるサイト（EC サイト）を所有しており、かつ応援サイトから当該サイトへのリンクが可能なこと
- (3) 商品を登録し、販売するにあたっては、日本国法令を遵守すること
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと

## 6 登録申請期間

令和2年5月1日（金）から当面の間

※応援サイトは5月中旬に開設予定です。

## 7 商品情報掲載の流れ

- ① 申請フォーム（<https://allmie.net/signupbusiness/>）に必要事項を入力し、送信してください。
- ② 申請フォームに入力した ID（事業者メールアドレス）とパスワードにより、事業者マイページにログインしてください。
- ③ 商品名、商品画像、通販サイト商品ページ URL などの情報を入力してください。
- ④ 内容を県が確認した後、商品情報が応援サイトに掲載されます。

## 8 登録後の流れ

消費者が応援サイトで商品情報を閲覧し興味を持った場合は、リンク先の事業者の通販サイトに移動することになります。注文・決済は事業者の通販サイトで行われます。

## 9 掲載料

無料

※インターネット回線通信料、自社通販サイトの運営費用、決済手数料、商品発送料等は事業者負担となります。

## 10 掲載期間

応援サイトへの商品掲載は、県が新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響が概ね終息したと認めるまでの期間とします。応援サイトへの掲載を終了するときは、掲載終了1か月前までに事業者へ通知します。

## 11 その他、留意事項

- (1) 県から申請内容について確認があったときは、協力すること
- (2) 県の求めに応じて応援サイト活用による販売実績を報告すること
- (3) 県から報告を求められた場合は、調査に協力し、又は必要な指示に従うこと
- (4) 登録した商品の適正な保管及び流通体制の整備に努めること
- (5) 商品情報の掲載終了後5年間は帳簿等関係書類を整理保管すること
- (6) 登録した商品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときには、事業者がその責任を負うこと
- (7) 事故等が生じたときは、登録事業者は速やかに知事に報告すること
- (8) 事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県は、掲載を取り消すことができます。この場合に登録事業者へ損害が生じても、県はその責を負いません。
  - ア 5の要件を欠くに至ったとき
  - イ 虚偽の申請及び商品情報等の入力により掲載されたとき
  - ウ 県が調査を行い、又は報告を求めたときに、正当な理由なくこれを拒否し、あるいは指示に従わなかったとき
  - エ その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき